

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

長野厚生年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を27万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月6日
申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額に係る記録が無い。
申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書、賃金台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、標準賞与額(27万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月から 12 年 1 月まで
申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているが、当該処理は、社会保険事務所(当時)の指示により届出を行ったものであるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成 12 年 2 月 20 日)の後の同年 2 月 29 日付けで、11 年 2 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿によると、申立人は、平成 12 年 2 月 29 日の標準報酬月額の訂正処理日の時点において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の指示により、遡及訂正の届出を行った。」と供述しており、申立人が当該遡及処理に関与したことが認められることから、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに無断で当該処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務執行責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。